



平成18年5月11日

各 位

会社名 株式会社アーレスティ
代表者名 代表取締役社長 高橋 新
(コード番号 5852 東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 熊木 勉
(TEL . 03-5332-6001)

取締役及び監査役の報酬額改定及び株式報酬型ストックオプション の内容決定に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、取締役及び監査役の報酬額の改定及び株式報酬型ストックオプションの内容決定についての議案を平成18年6月23日開催予定の当社第85回定時株主総会に下記の通り付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

・付議の理由

当社は、平成17年度より、経営改革の一環として、役員退職慰労金制度を廃止するなど、取締役及び監査役の報酬体系を見直してまいりました。

会社法施行により、役員賞与が報酬額に含まれることとなったことに伴い、取締役及び監査役の報酬額の改定をするものです。

また、株式報酬型ストックオプションを導入することにより、取締役及び監査役の株価上昇に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を目的として、行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)を1円とする新株予約権(以下、「ストックオプション」という。)を割当てることとするものです。本制度により、当社の長期的な業績発展への貢献が報酬に反映されるとともに、取締役及び監査役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有できるものと考えております。

・議案の内容

1. 当社の取締役報酬額は平成3年6月27日開催の第70回定時株主総会において、月額15百万円以内(ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与を含まない。)とする旨をご承認いただき今日に至っておりますが、これを取締役確定金額報酬として年額200百万円以内(ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与を含まない。)とし、当該取締役報酬額とは別枠として、ストックオプションとして取締役(社外取締役を除く)に割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額35百万円以内とする旨をご承認いただきたく存じます。また、当社の監査役報酬額は平成13年6月27日開催の第80

回定時株主総会において、月額5百万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、これを監査役確定金額報酬として年額60百万円以内とし、当該監査役報酬額とは別枠として、ストックオプションとして監査役(社外監査役を除く)に割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額6百万円以内とする旨をご承認いただきたく存じます。

なお、当社第85回定時株主総会において原案通り取締役及び監査役が選任されますと、取締役の員数は6名(うち社外取締役は1名)、監査役の員数は4名(うち社外監査役は2名)となります。

2. スtockオプションとして取締役及び監査役に発行する新株予約権の内容は次のものといたしたく存じます。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数 取締役(社外取締役を除く)については200個を、監査役(社外監査役を除く)については40個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数 取締役(社外取締役を除く)については当社普通株式20,000株を、監査役(社外監査役を除く)については当社普通株式4,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

なお、当社が合併、会社分割、株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額1円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)の翌日から30年以内とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者が当社の取締役及び監査役の地位を有する時は新株予約権を行使することができないものとする。

(2)新株予約権者が上記に定められる新株予約権を行使することができる期間の最

終日の1年前の応当日まで当社の取締役及び監査役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、当該応当日の翌日より に定められる新株予約権を行使することができる期間の最終日まで新株予約権を行使することができるものとする。

(3)当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案、または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

(4)その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上